（別　紙）

大型ブロック積擁壁の設計及び積算の取り扱い

1　共通事項

○　大型ブロック積擁壁とは、主に省力化を目的として通常の積みブロックよりも大型の積みブロックを積み上げた擁壁である。

○　ブロック間の結合に、かみ合わせ構造や突起等を用いたり、胴込めコンクリートで練積にした形式等は、通常の練積に相当するブロック間の摩擦が確保されているとして、通常のブロック積擁壁に準じた構造と考える。

○　控長の大きい大型積みブロックで鉄筋コンクリートや中詰めコンクリート等を用いてブロック間の結合を強固にした形式のものは、ブロックが一体となって土圧に抵抗するために、もたれ式擁壁に準じた構造と考える。

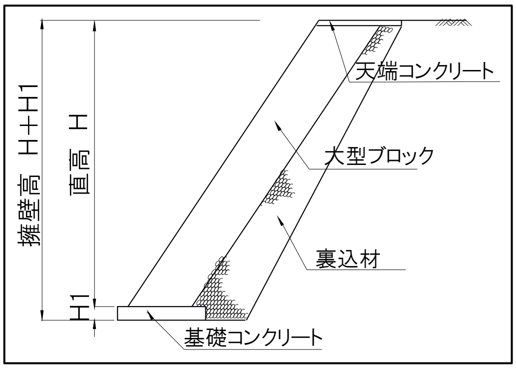

［擁壁高と直高の関係］

《設計フロー》

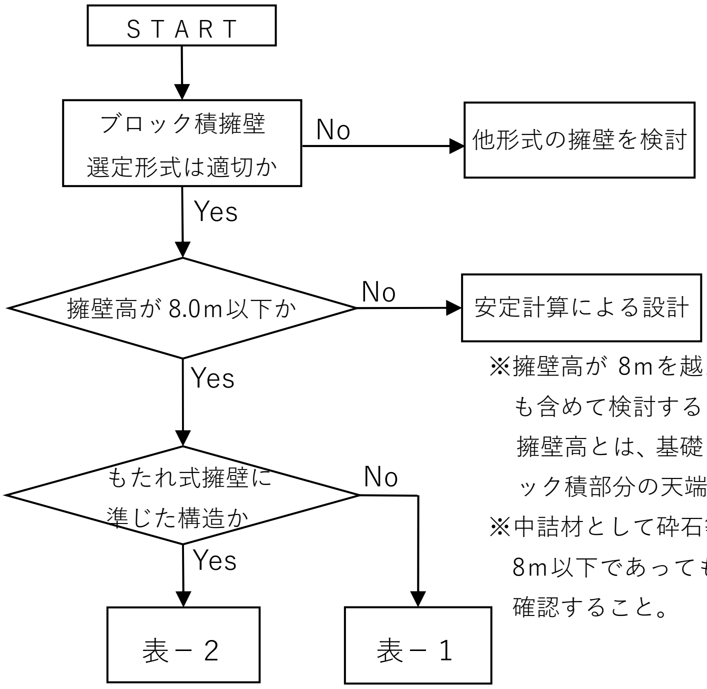

※擁壁高が 8mを越える場合は、地震時の安定性も含めて検討すること。
　擁壁高とは、基礎コンクリートの底面からブロック積部分の天端までの高さをいう。

※中詰材として砕石等を使用する場合は、擁壁高8m以下であっても安定計算によって安全性を確認すること。

表－１（通常のブロック積擁壁に準じた構造）

擁壁工指針 P174　解表５－７参照

<table>
<tr><td colspan="2">直　高　　　　H（m）</td><td>H≦3.0</td><td>3.0＜H≦4.0</td><td>4.0＜H≦5.0</td><td>5.0＜H≦7.0</td><td>7.0＜H≦8.0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">控　長</td><td>50cm 以上 75cm 未満</td><td>1:0.4</td><td colspan="2">1:0.5</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>75cm 以上 100cm 未満</td><td colspan="2">1:0.3</td><td>1:0.4</td><td>1:0.5</td><td>－</td></tr>
<tr><td>100cm 以上</td><td colspan="3">1:0.3</td><td>1:0.4</td><td>1:0.5</td></tr>
</table>

注１）嵩上げ盛土高が直高の 1/2 程度以下まで適用できる。
注２）直高が 5m以上は、支持に対する安定の照査を行うこと。
注３）ブロック間のかみ合わせ抵抗のない空積による大型ブロック積擁壁の構築は行ってはならない。

表－２（もたれ式擁壁に準じた構造）

擁壁工指針 P175　解表５－８参照

<table>
<tr><td colspan="2">直　高　　　　H(m)</td><td>H≦5.0</td><td>5.0＜H≦7.0</td><td>7.0＜H≦8.0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">最小
控長
b(m)</td><td>0.15H 以上</td><td>1:0.3</td><td>−</td><td>−</td></tr>
<tr><td>0.12H 以上</td><td colspan="2">1:0.4</td><td>−</td></tr>
<tr><td>0.10H 以上</td><td colspan="3">1:0.5</td></tr>
</table>

注１）上表より控長を定め、擁壁の安定性及び部材の安全性の照査は「道路土工－擁壁工指針 5-7-3 もたれ式擁壁」により従う。

注２）最小控長は 50cm 以上とする。

注３）岩盤等の切土部に法面保護工として用いる場合は、上表によらなくてもよい。

２　河川護岸設計における考え方（安定計算を必要とする場合の水位の考え方）

①　前面水位について

・改修計画が定められている河川については、計画高水位（H.W.L）とする。

・改修計画が定められていない河川で、災害復旧事業においては被災水位（D.H.W.L）とし、その他の事業については周辺状況等から適切に設定すること。

②　残留水位について

・適切に排水されることを前提とし、考慮しない。

３　大型ブロック積擁壁を設計する場合の取り扱い

①　設計時及び工事発注時の取り扱い

大型ブロック積擁壁は、大型ブロック及び基礎のブロック単価、材料（中詰材、鉄筋等、コンクリート）及び設置費（機械、労務費）の合計額で最安値の大型ブロック積擁壁により設計を行う。

製品指定は行わないこととするが、構造図、展開図等は、設計で採用した大型ブロック積を標準図(「参考図」としない)として作図することとし、小構造物標準設計図集の大型ブロック積擁壁ＬＢＷは使用しないこと。

なお、現場説明書に「大型ブロック及び基礎コンクリートは○○○○○○（製品名を記載）(以下「想定製品」という。)同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図､展開図等の作成及び擁壁高が 8.0m を超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。」と記載すること。

②　施工時の取り扱い

監督員は、受注者から想定製品以外の製品の承諾書が提出された場合、設計を満足するか確認するとともに､擁壁高が 8.0m を超える場合は地震時の安定性の検討が行われているか確認し､問題がなければ承諾する。

③　積算の取り扱い

大型ブロック積擁壁は、土木工事標準積算基準書により、設計時に採用した大型ブロックで積算を行う。

製品指定は行わないため、想定製品以外の製品を使用する場合も設計変更の対象とはならない。